

健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（厚生年金保険 70 歳以上被用者月額変更届）**月額変更届とは**

被保険者及び70歳以上被用者の受ける報酬が、昇給や降給により大幅に変動があった場合で、要件を満たした場合に速やかに事業主が行うものです。年金機構等はこれをもとに標準報酬月額を改定します（随時改定）。

標準報酬月額改定の要件

下記の①から③のすべての要件を満たした場合、変更後の報酬を初めて受けた月から起算して4か月目（例：4月に支払われる給与に変動があった場合、7月）の標準報酬月額から改定されます。

- ① 固定的賃金に変動があったとき
- ② 従前の標準報酬月額と改定後の標準報酬月額に2等級以上の差が生じるとき（年間平均の場合は、1等級以上の差）
- ③ 固定的賃金の変動した日以後、引き続いた3か月における報酬の支払われたすべての月の「報酬の支払の基礎となる日数」がそれぞれ17日（特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日）以上であること（例：4月に支払われる給与に変動があった場合は、4～6月の3か月の平均）

（※1）固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているものをいいますが、その変動には、次のような場合が考えられます。

- ・昇給（ベースアップ）、降給（ベースダウン）
- ・給与体系の変更（日給から月給への変更等）
- ・日給や時間給の基礎単価（日当、単価）の変更
- ・請負給、歩合給等の単価、歩合率の変更
- ・住宅手当、役付手当等の固定的な手当の追加、支給額の変更

（※2）次の場合は、月額改定の要件には該当しませんので、この届書は不要です。

- ・固定的賃金は上がったが、変動後の引き続いた3か月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より下がり（残業が減った等）、2等級以上の差が生じた場合
- ・固定的賃金は下がったが、変動後の引き続いた3か月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より上がり（残業が増えた等）、2等級以上の差が生じた場合

年間平均による随時改定の手続き

2018年10月から、下記の①から④の条件をすべて満たす場合に、申立てを行うことにより、「年間平均による随時改定」が可能となっています。

- ① 現在の標準報酬月額と通常の随時改定による標準報酬月額との間に2等級以上の差がある
- ② 通常の随時改定による標準報酬月額と年間平均額から算出した標準報酬月額との間に2等級以上の差がある
- ③ 上記①、②の差が業務の性質上例年発生することが見込まれ、かつ、報酬月額の変動が例年発生することが見込まれる
- ④ 現在の標準報酬月額と年間平均額から算出した標準報酬月額との間に1等級以上の差がある

「年間平均による随時改定」を行うことにより、例えば、定期昇給月と繁忙期が重なっているために保険料が割高になっているような企業等では、繁忙期の残業代分を年間で均等化することが可能となります。

● 年間平均額の出し方

「年間平均」の額は、改定月以後の継続した3か月の間に受けた「固定的賃金」の月平均額に、改定月前の継続した9か月及び改定月以後の継続した3か月の間に受けた「非固定的賃金」の月平均額を加えた額から算出した標準報酬月額になります。

● 添付書類・・・月額変更届出書に、（様式1）及び（様式2）を作成して、添付してください。

（様式1）「年間報酬の平均で算定することの申立書（随時改定用）」

（様式2）「健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等（随時改定用）」

※ 必要に応じて、賃金台帳等の資料を提出していただく場合があります。